



尾北教労HP



9条改憲NO!

教え子を再び戦場に送らないために

平和な世界、安心できる暮らしは、みんなの願いです。日本の教職員組合は、戦前の学校教育が子どもたちを戦争へ導いた反省から、「教え子を再び戦場に送らない」を掲げてきました。

今、多くの子どもたちが戦争のニュースを見て不安を抱き、世界の人々が改めて平和を望む思いを強くする中、日本の平和はどうすれば守れるのか。国際社会でいっそう存在感と説得力を増す日本の憲法9条をもとに、いっしょに考えましょう。

そもそも憲法とは

憲法とは、国民の権利・自由を守るために、国がやってはならないことや、やらなければならぬことについて、**国民が定め**たきまり(最高法規)です。

ここで改めて、日本国憲法9条を読んでみます。

第9条

① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

このように、1項では戦争の放棄、2項では戦力及び交戦権の否認を定めています。

もう二度と政府の行為によって国民が戦争や武力の犠牲になることのないようにしているのです。これが戦後日本の平和の礎となってきました。

9条に自衛隊を書き込むとどうなる？

これに対し、ウクライナ危機に乗じて9条を改憲しようという動きがあります。

改憲派は「9条の1項・2項を残して自衛隊を明記する」と言います。一見「戦力不保持」の規定が残り、現状とあまり変わらないかのようです。しかし、これにはトリックがあります。

憲法9条の1項・2項を残しても、「必要な自衛の措置」や「自衛隊」と書き込めば、戦争の放棄や戦力の不保持、交戦権の否認を規定する1項と2項は実質、効力を失ってしまいます。憲法9条の死文化が起きるのです。

これは、後法は前法を破るといふ法のルールによるものです。過去につくった法律と矛盾する内容の新しい法律ができた場合、新しい法律が優先して、これまでであった法律のうち矛盾する部分は無効になる(死文化)というルールです。

1項・2項と矛盾し武力行使ができる自衛隊をあえて明記することにより、憲法9条を無効にしてしまうのです。「必要な自衛の措置」が1項・2項よりも優先され、「専守防衛」「必要最小限度」とされてきた武力行使に歯止めがなくなってしまうのです。

また、9条に「自衛隊」を明記するので、その目的は災害救助のためではありません。

憲法とは相容れない 集団的自衛権

自衛隊は戦後、警察予備隊として発足しました。自衛隊という名称になってからも装備や活動範囲の拡大を重ねてきました。それでも、「専守防衛」の原則の下で、攻撃型兵器は持てない、海外派兵はできないなど制約がありました。

しかし、今の自衛隊は、2015年の安保法制(戦争法)により、集団的自衛権の行使まで行うことができるようになりました。「集団的自衛権」という自分たちを守るかのようですが、日本が攻撃されなくても武器を持ち戦地・紛争地で活動が出来るようになったといふことです。

たとえば、日本が攻撃されていないのに、アメリカの戦争に自衛隊が参加し、その結果日本が攻撃されたり、国内に戦争を呼び込んだりする。そのような事態が危惧されるのです。

9条を改憲すると、憲法が自衛隊の海外での武力行使にお墨付きを与えてしまい、日本を際限のない戦争へと引き込みかねません。

それでは、憲法と自衛隊の矛盾はどうするのか。確かに自衛隊をなくすことは今すぐにはできません。しかし、目指したいのは、戦力がならみ合いを続ける世界でしょうか。そうではないはず。軍事力に頼る割合を減らしていく、最終的には外交だけで平和を維持できるようにする。そのための努力を続けていくことが大事です。

軍事力で

平和はつくれない

相手より強い武器を装備して、攻撃されないよ

うにしようというのとはとてもキケンな道です。際限のない軍備の拡大競争になります。さらに新たな兵器の開発競争になります。それが実際に使われれば多くの命が失われ、戦争反対の意見が弾圧され、著しい人権侵害が起こることは、歴史から学んでいることです。

そして、軍備の増強合戦では戦争を防げないことがまた明らかになりました。ロシアもウクライナもGDP比で世界トップクラスの軍事大国です。その拡大を重ねた軍備が、結果として戦争を防ぐどころか、多くの人々の命をばっばつしています。

今でも世界第9位の日本の防衛費(軍事費)をもっともっと増やそうという意見があります。しかし、これこそ軍事対軍事の泥沼にひきこむケンなものです。

そもそも財源は？…ますます教育や福祉・医療がけずられ、国民負担増など、わたしたちのくらしが壊されてしまいます。

外交で平和を守る

「日本が攻撃されたらどうするの？」という声が聞かれますが、軍事力を強化するのではなく、「軍事行動に至らせないための外交」をどうするかという議論こそ重要で

す。戦争は、始まってしまったら「終わり」なのです。なぜなら、ひとたび軍事力が行使されると、多くの犠牲やたくさんの悲しみを生むからです。

攻撃されないためには、国際社会で「日本は大切な仲間だから仲良くしよう」と思われる国にならなければなりません。

日本は、これまでも世界のあちこちで人道支援や生活インフラ整備、子どもたちが教育を受けるための支援などをしてきました。つまり**平和外交**です。今後は、さらに多くの国と平和友好条約を結ぶことも必要です。

たとえば、東南アジア諸国連合(ASEAN)では、友好協力条約を結び、対話によって平和と協力の地域を生み出しています。

非軍事の友好協力を広げる積極的な平和外交、それこそ9条の示すもとも現実にかな平和への道です。

平和憲法を子どもたちへ

戦争のない世界を目指す人類の歩みはますますな道のりではありませんが、半世紀や1世紀の単位では確かに前進しています。

国連では、ウクライナ侵攻について141か国の賛成で、国連憲章を守り戦争やめよと求める決議がなされました。ASEANはアメリカ、中国、日本なども参加した「東アジアサミット」という平和の枠組みを強化し、友好協力条約を東アジア規模に成長させようとしています。国連の「核兵器禁止条約」により、国際社会では核兵器は「違法」となりました。このように、戦争を許さない国際世論は広がっています。その先頭を行くのが日本の憲法9条です。

憲法9条をもち、施行以来一度も戦争に参加していないことは多くの国々からの信頼を得ています。この憲法と平和を、未来に向け子どもたちにもつぎつぎと継ぎましょう。

憲法・平和 Q&A

Q ウクライナのニュースを見た子から、「日本でも戦争になるの？」と心配そうにたずねられました…

A そのお子さんは先生を信頼できる大人と思ってその質問をしてくれたのですね。「大丈夫だよ」と即答してあげたいところですが、まずはその不安な気持ちを否定せず、共感してあげましょう。「戦争はこわいね、心配になるよね」と。そして、「戦争や平和を考えている〇〇さんはすごいね」と、憲法9条をもとにした平和への道すじを語り、ともに考える機会としたいものです。

Q 憲法や平和について子どもたちと考え合いたいんだけど…

A 日本国憲法についてやさしく説明するのはむずかしいものです。絵本をいっしょに読んでみてはどうでしょう。たとえば、『けんぼうのおはなし』(講談社)は、作家の井上ひさしさんが小学校の教室で子どもたちの疑問に答えながら語ったものです。

ほかにも『井上ひさしの子どもに伝える日本国憲法』(講談社)、『けんぼう絵本 おりとライオン』(かもがわ出版)、『へいわってどんなこと?』(童心社)、『けんぼうくん』(講談社)、『へいわってすてきだね』(プロンズ新社)などもあります。

Q 緊急事態条項ってなに?「緊急事態宣言」とちがうの?

A 改憲派の主張の一つである緊急事態条項とは、憲法のない状態を一時的につくり出し、内閣に権限を集中させて人権の制限を可能にするものです。コロナで発令された「緊急事態宣言」とはまったくの別ものです。

国会の承認や裁判所による司法統制も受けず、独裁的に権力を扱うことが可能になりとてもキケンです。

災害や感染症など大変なことが起きてても立法で対応できるので、憲法に緊急事態条項を創設する必要はありません。